

「日本生物多様性情報イニシアチブ」規約

（名称）

第1条 本団体は、「日本生物多様性情報イニシアチブ」と称する（以下「本会」という。）。英語名称は「Japan Initiative for Biodiversity Information」とし、略称は「JBIF」とする。

（目的）

第2条 本会は、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）に関する日本での活動を実施し、日本国内の生物多様性に関するデータ（以下「生物多様性情報」）の世界への発信と、その活用の促進を目的とする。

2 本会の構築運用は、文部科学省による「ナショナルバイオリソースプロジェクト」（以下「NBRP」）における「情報センター整備プログラム」の一課題（以下「本 NBRP 課題」）として行われる。

（活動内容）

第3条 本会は、次にあげる活動を行う。

- 1) オカレンスデータの収集・国際標準対応および発信
- 2) 種名データの収集・国際標準対応および発信
- 3) データ公開インフラの維持
- 4) 国内における連携推進
- 5) 生物多様性情報の国際対応・高度化
- 6) 生物多様性情報の普及・利活用推進
- 7) その他、本 NBRP 課題の目的に沿った活動

2 本会の中期的な重点課題について戦略を定める。戦略は日本生物多様性情報イニシアチブ運営委員会の議決を経て決定される。

（構成機関）

第4条 本会は、本 NBRP 課題の分担機関により構成される。

（運営資金等）

第5条 本会は、構成機関の予算により運営される。

（代表）

第6条 本会の代表機関を、本 NBRP 課題において総括を担当する分担機関が務める。

- 2 本会の代表を、代表機関における本 NBRP 課題の分担課題管理者が務める。

(運営委員会)

第7条 本会の活動が適正に行われているかを審議するとともに、関係者間での情報共有を図るため、代表機関のもとに日本生物多様性情報イニシアチブ運営委員会を置く。日本生物多様性情報イニシアチブ運営委員会については別に定める。

(関連団体)

第8条 本会の活動の遂行のため、博物館、学術団体等を関連団体とし、必要に応じて情報交換を行う。関連団体の名称はウェブページに掲載される。

(規約等の改正)

第9条 規約の改正は、日本生物多様性情報イニシアチブ運営委員会の議決を経て行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、日本生物多様性情報イニシアチブ運営委員会により定める。

附則

1. この規約は2023年11月20日から施行する。

2023年11月20日制定